
子供の貧困対策における 社会教育の支援について

— 千葉県における今後の取組 —

目 次

○平成27年度

全国都道府県教育長協議会第2部会研究報告（概要）・・・ 1～3

○研究を生かした千葉県社会教育の今後の方針・・・・・・・・・・ 4

○既存の事業に生かした取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

○新規事業として生かした取組

（仮称）企業と連携した子供応援事業

・ねらい・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

・事業のしくみ（食品提供のイメージ）・・・・・・・・ 7

・事業計画（H28年度～H30年度）・・・・・・ 8

子供の貧困率

子供の貧困率は16.3%であり、
6人に1人が貧困の状態にある。

(平成24年：厚生労働省の調べ)

【平成26年8月】

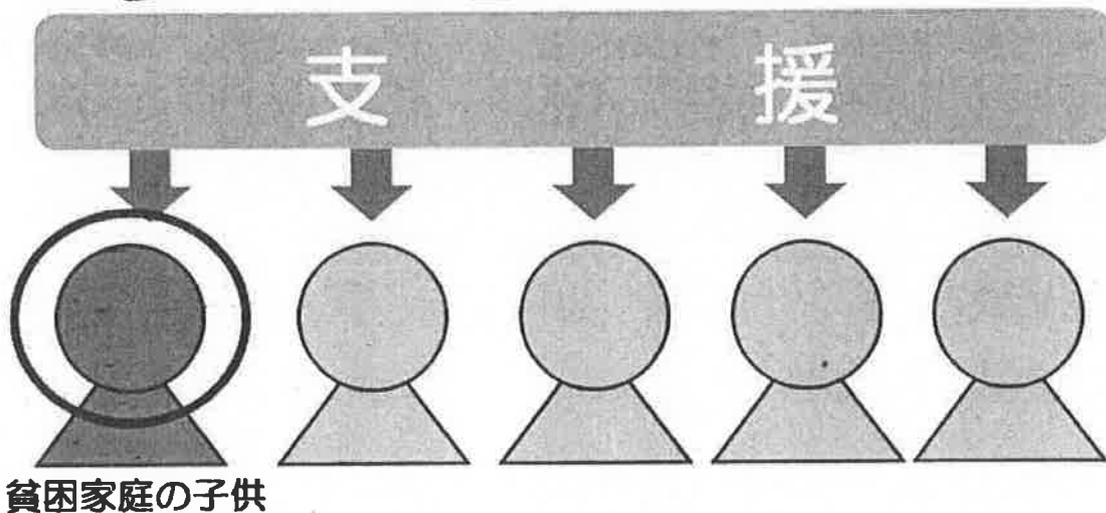
「子供の貧困対策の推進に関する大綱」



社会教育の立場から何ができるのか、
どのような支援をする必要があるのか。

1

「すべて」の子供が対象

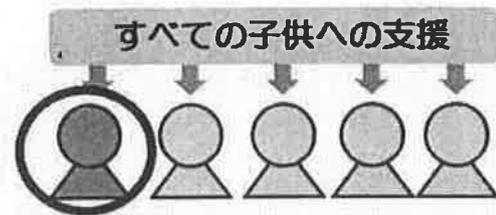


社会教育は、「すべて」の子供を対象として取組んで
おり、貧困を主たる目的として行っていない取組
であっても、貧困家庭の子供にも有効であるといえる。

2

貧困対策を

「社会教育」でとりくむ意義



貧困家庭の子供

メリット

- 学校外における活動の格差を小さくしやすい
- 支援の質を確保しやすい
- 支援を受けやすい

3

研究を生かした千葉県の方針

その1 既存の事業をみなおす

その2 実施している他の自治体の事例を施策に生かす

その3 支援を必要とする人のもとに確実に届き、有効に活用されるよう、関係各部署が連携し、支援を提供する

4

方針 その1

既存の事業に生かした取組

方針 その2

○社会教育としての「貧困対策に関する」意識付けを図る。

「市町村社会教育担当者会議」「学校支援コーディネーター研修会」「家庭教育支援研究協議会」「家庭教育支援相談担当者協議会」等での啓発

○各所との連携を図りながら、効果的な啓発活動の推進に努める。

【具体例】

リーフレット等の配布先

- ・ ハローワークの窓口
- ・ コンビニエンスストアのレジ周辺
- ・ 小児科待合室
- ・ 登録企業の休憩室

支援を必要とする人に情報を確実に届ける工夫

等

5

方針 その1

新規事業として生かした取組

方針 その3

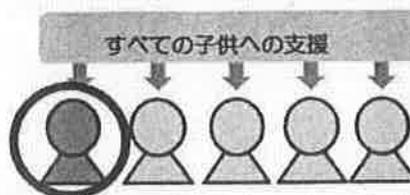
企業と連携した子供応援事業 (仮称)

パイロット事業

【わらい】

子供の健やかな成長を支援する「ちば家庭・学校・地域応援企業等登録制度」と、放課後や週末等に学校の余裕教室を活用して、心豊かで健やかな子供の育成を目指す「放課後子供教室推進事業」をつなぎ、貧困家庭の子供を含めた全ての子供の放課後等の活動を支援する新たな仕組みを構築する。

ちば家庭・学校・地域
応援企業等登録制度



貧困家庭の子供



放課後子供教室



県内の各地にモデルパターンを提供し、拡充を図ります。

方針 その1

方針 その3

企業と連携した子供応援事業 (仮称)

情報・研修の場を提供

情報・研修の場を提供

県教育委員会

県HP掲載

国庫補助事業 (1/3)

【ちば家庭・学校・地域応援企業等登録制度】

登録企業

人材・製品・サンプル

(講師・本・文房具・飲料水・おやつ等)

活動の充実

心の安定

放課後子供教室

企業イメージ

商品開発

モニター協力・顧客

(子・保護者・スタッフ等)

7

方針 その1

方針 その3

事業計画

(パイロット事業)

平成28年度

事業準備

準備調整会議

- 登録企業や放課後子供教室へ事業説明
- 協力団体等の決定

H29予算要望

リーフレット印刷代 (説明用)

平成29年度

事業実施

担当者会議

- 試行
- 課題検討 等

啓発活動

【説明用リーフレット作成】

H30予算要望

リーフレット印刷代 (活用推進用) 等

平成30年度

事業まとめ

- 先行事例をまとめる。
- 家庭教育支援研究協議会、学校支援コーディネーター研修講座等において事業成果を提供し、事業の拡大を図る。

【活用リーフレット作成】

8